

2018（平成30）年4月24日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

衆議院消費者問題に関する特別委員会委員長 櫻田 義孝 殿

参議院消費者問題に関する特別委員会委員長 三原じゅん子 殿

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全） 福井照 殿

消費者庁長官 岡村和美 殿

内閣府消費者委員会委員長 高巖 殿

各政党 代表 殿

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦 市郎

（連絡先）〒464-0075 名古屋市千種区内山3丁目28番2号

KS千種ビル6階F

事務局長 野澤 厚美

（TEL:052-734-8107、FAX:052-734-8108）



### 「消費者契約法の一部を改正する法律案」についての意見

2018（平成30）年3月2日に閣議決定され国会に提出された「消費者契約法の一部を改正する法律案」（以下「本改正案」という。）につき、当法人は適格消費者団体の差止請求実務の観点も踏まえ、次のとおり意見を述べます。

#### 1 本国会での成立を

本改正案は、無効となる不当な契約条項の種類を追加するなど、消費者契約法による消費者被害の防止と救済を充実させるものであり、今通常国会での成立を強く求めます。

#### 2 「社会生活上の経験が乏しいこと」の要件の削除

本改正案第4条第3項第3号及び第4号は、消費者が取り消すことができる事業者の不当な勧誘行為の種類として、消費者が抱えている不安や勧誘者に対する恋愛感情等につけ込む勧誘行為を追加するものですが、消費者の不安等が「社会生活上の経験が乏しいこと」によるものであることが要件とされています。

しかしながら、この要件は、消費者委員会消費者契約法専門調査会の報告書（平成29年8月）やこれを受けた消費者委員会答申（平成29年8月8日）におけ

る提案では付加されていませんでした。

消費者の不安等につけ込む勧誘行為が不当であり取り消されるべきことは、不安等を抱くに至った原因によって異なるものではないはずです。例えば、精神上の障害等の影響による判断力の不足により合理性の乏しい不安を抱いている消費者の不安をあおって契約を締結させようとする行為の不当性は明らかですが、この要件があることにより適用外となる可能性があります。また、特に一般の消費者が素直に読んだ場合、長年にわたり社会生活を営んできた高齢者等には適用されない規定であるかのように解釈されかねません。

したがって、この要件を削除することを求めます。

### 3 「つけ込み型勧誘」に対する取消権の導入

高齢者の消費者被害が後を絶たない現状と民法の成年年齢の引き下げが行われた場合の若年者の消費者被害の増加が強く懸念されていることを踏まえると、消費者の知識、経験、判断力等の不足により合理的な判断ができない状況につけ込む勧誘行為（いわゆる「つけ込み型勧誘」）による被害を広く救済できる消費者の取消権を消費者契約法に規定することは喫緊の課題というべきです。

本法成立後、速やかに検討の上、立法措置を講ずることを求めます。

### 4 第9条第1号の規律の在り方の見直し

消費者委員会答申では、消費者契約法第9条第1号の「平均的な損害の額」について消費者の立証責任を軽減するために推定規定を導入すべきことが提言されていましたが、本改正案には、盛り込まれていません。

適格消費者団体である当団体には、消費者から事業者の不当な契約条項による被害の情報が数多く寄せられますが、そのうち最も多い情報の一つが第9条第1号により無効となる可能性のある高額なキャンセル料を定める条項です。

しかし、当該事業者に生ずる「平均的な損害の額」の立証責任は、消費者（適格消費者団体）にあるとされており、事業者が生ずる損害の額を算定するために必要な資料は事業者の元にあることから、適格消費者団体としてこれを主張・立証することは極めて困難なため、事業者から適切な資料の開示がなされないかぎり、差止請求を断念せざるをえない状況にあります。

同条による個別の被害救済はもちろん、適格消費者団体が差止請求権を適切に行使することによる被害防止の実効性を確保するためにも、速やかに推定規定を導入するとともに、立証責任の転換を含めた規律の在り方について見直しされるよう求めます。

## 5 無効となる不当条項の種類のさらなる追加

現行の消費者契約法は、第8条ないし第9条において無効となる不当条項の類型を定めるとともに、第10条において信義則に反し一方的に消費者に不利益な条項を無効とする一般規定を設けていますが、第10条によりどのような条項が無効となるのかは必ずしも明らかではありません。そのため、事業者に対し、第10条を根拠として契約条項の差止請求を行っても、改善が得ることが困難な場合があります。

消費者契約法において、無効とする不当条項の種類のリストをできるかぎり具体的に示すことは、消費者にとってはもちろんですが、契約条項を準備する事業者にとっても、無効となることが明らかな条項の使用を避けることができるようになるため、消費者被害の防止の観点から大きな意義があります。

本改正案において無効とする条項のリストを追加することとしていることは高く評価できますが、消費者委員会消費者契約法専門調査会において検討課題とされたサルベージ条項をはじめとする不当条項の種類のリストを追加することについて、速やかに検討を進めることを求めます。

以 上

# 消費者契約法の一部を改正する法律案

## <経緯>

平成28年改正

・過量契約の取消権

・消費者の解除権を放棄させる条項の無効 等

【衆・参消費者特委 附帯決議】  
今後の検討課題について  
必要な措置を講ずる旨

消費者  
委員会  
答申  
(29年8月)

平成30年改正

消費者と事業者の交渉力等の格差に鑑み、  
消費者契約に関する被害事例等を踏まえ対応

## 取り消しうる不当な勧誘行為の追加等

### ① 社会生活上の経験不足の不当な利用

#### (1) 不安をおおる告知

例：就活中の学生に、その不安を知りつつ、「あなたは一生成功しない」と告げ、就職セミナーに勧誘

#### (2) 恋愛感情等に乗じた人間関係の濫用

例：消費者の恋愛感情を知りつつ、「契約してくれな  
いと関係を続けたい」と告げて勧誘

### ② 契約締結前に債務の内容を実施等

例：注文を受ける前に、消費者が必要な寸法にさお竹  
を切斷し、代金を請求

### ③ 不利益事実の不告知の要件緩和

例：「日照良好」と説明しつつ、隣地にマンションが建つ  
ことを、故意に告げず、マンションを販売  
→故意要件に重過失を追加

## 事業者の努力義務の明示

- ① 条項の作成：解釈に疑義が生じない明確なもので平易なものになるよう配慮
- ② 情報の提供：個々の消費者の知識及び経験を考慮した上で必要な情報を提供

## 無効となる不当な契約条項の追加等

### ① 消費者の後見等を理由とする解除条項

例：「貸借人(消費者)が成年被後見人になった場合、  
直ちに、貸借人(事業者)は契約を解除できる」

### ② 事業者が自分の責任を自ら決める条項

例：「当社が過失のあることを認めた場合に限り、当社  
は損害賠償責任を負う」